

Title	起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方： 入口支援の実施を踏まえて
Sub Title	Prevention of re-offending after suspended prosecution : the new role of halfway houses in Japan
Author	朴, 珠熙(Park, Ju Hee)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.112, (2017. 3) ,p.273- 303
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170315-0273">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170315-0273</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の在り方

——入口支援の実施を踏まえて——

朴 珠 熙

- 一 問題の所在
- 二 入口支援
  - (一) 概観
  - (二) 入口支援の種類
    - 1 地域生活定着支援センター型入口支援
    - 2 弁護士会型入口支援
    - 3 検察庁型入口支援
      - (1) 社会復帰アドバイザーの雇用
      - (2) 更生緊急保護の重点実施の運営
- 三 入口支援における更生保護施設の役割の拡大
  - (一) 基本的な生活援助機能に関する考察
  - (二) 社会復帰援助機能に関する考察
  - (三) 教育的機能に関する考察
- 四 起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の今後の在り方
  - 1 窃盗犯に対する処遇の実施
  - 2 児童虐待事犯に対する処遇の実施
  - 3 薬物（所持・使用）事犯に対する処遇の実施
  - 4 課題

## 一 問題の所在

更生保護施設とは、犯罪者・非行少年等を施設に收容させ、宿泊場所や食事の給与、就労援助、社会適応のために必要な生活指導を行う等の継続保護事業を行う施設である。法務大臣からの認可を得た民間団体である更生保護法人、社会福祉法人、NPO法人、社団法人によって運営されている。平成二八年一月現在、全国一〇三施設が設置されており、その定員は二三五四人となっているが、二〇人以下を定員としている施設が全体の四分の三を占め、小規模の施設が多いといえる。<sup>(4)</sup>

更生保護施設は、更生保護事業が始まった明治中期から、犯罪者に一時的な居場所を提供し、就労支援を行う等、補導援護的支援に重点をおいてきたといえる。ところで、近年、高齢犯罪者の増加、再犯の問題等が喫緊の課題として指摘されると同時に、施設内処遇だけでなく、社会内処遇の重要性もが強調され、更生保護施設の果たす役割に対する期待も変化しつつある。そして、その期待は、更生保護施設の担う役割の更なる充実を図るための提言を示している幾つかの報告書等から確認することができる。<sup>(7)</sup>

しかしながら、現在出されている報告書等には共通して、今後の更生保護施設が進むべく方向性として、再犯防止の目的を達成するための処遇施設化が示されているもの、更生保護施設が行う取組に関する具体的考察が欠如している。特に、近年、出口支援に続き入口支援の試行・拡充につれて、犯罪者にとって最後の改善更生の場として更生保護施設が注目を浴びているものの、この施策にに応じて更生保護施設が担うべき役割とは何かについての議論が不十分である。従って、本稿では、入口支援の対象となった起訴猶予者の改善更生及び再犯防止のために更生保護施設が進むべき方向性から、更生保護施設の在り方を論ずることにしたい。

まず、起訴猶予者の改善更生及び再犯防止を図るための施策としての意義を持つ「入口支援」について概観した上で、現在、この入口支援によって更生保護施設に入所した起訴猶予者に行われる支援の内容を分析し、入口支援の実施に伴う更生保護施設の今後の在り方を提言することにする。

## 二 入口支援

### (一) 概観

入口支援とは、矯正施設の入所前という意味での「入口」の段階におかれている被疑者・被告人を対象として、その中でも、特に、高齢又は障がい有するなど、福祉的援助が必要である者に、福祉関係機関に繋げたり、生活保護の受給を補助したりする等、福祉的措置を講ずる試みである<sup>(8)</sup>。入口段階でのこのような取組は、犯罪の性向が進んでいないうちに負のスパイラルを断ち切り、地域社会の福祉との繋がりのなかで社会復帰を目指していることから、その効果が期待されている<sup>(9)</sup>。特に、高齢者又は障がい者は被害者に謝罪をしたり、自分を弁護したりする防御能力が衰えている一方、軽微な犯罪を繰り返し再犯に至っているケースが多いため、そのまま起訴され、裁判になると、実刑を免れない場合が殆どである。このような特徴からして、高齢者又は障がい者である被疑者にとつて、検察段階でダイバートされることは最も重要な意味を持つと思われる<sup>(10)</sup>。

この入口支援が始まった背景には、「出口支援」がある。出口支援は、刑事施設から釈放された後、保護観察はあろうか福祉的支援すら受けることなく、社会に戻ってまた罪を犯し、刑事施設に戻るといった悪循環を繰り返す障がい者や高齢者の問題に直面し、それらの者の円滑な社会復帰を補助するために、帰住先及び福祉サービスの調整等を行う

取組である。<sup>(11)</sup>平成一九年から刑事施設に社会福祉士の配置が進められ、平成二一年には法務省(矯正施設、保護観察所)と厚生労働省(地域生活定着支援センター)との連携により、帰住先のない刑事施設入所中の高齢者・障がい者を対象とした地域生活定着支援事業(平成二四年から「地域生活定着促進事業」に変更された。)が開始されることになった。<sup>(12)</sup>これらの出口支援の実施は、福祉的支援のより早い段階での介入が必要であるとの認識が台頭するきっかけとなった。<sup>(13)</sup>現在行われている入口支援には、地域生活定着支援センターによる取組、弁護士会による取組、検察庁による取組等がある。そして、これらの入口支援によって、起訴猶予処分を受けた者が更生保護施設に繋がることができ、改善更生及び社会復帰のための支援を受けることになる。以下では、各入口支援の内容について概観することにする。

## (二) 入口支援の類型

### 1 地域生活定着支援センター型入口支援

地域生活定着支援センター(以下、定着支援センターとする。)は、全都道府県に出口支援の遂行を目的として設置され、主な業務として矯正施設に入所している者を対象とする特別調整、一般調整を含むコーディネート業務、フォローアップ業務、相談支援業務を行っている。しかし、弁護士から出口支援の対象ではない捜査・公判段階にある高齢者・障がい者に対する相談依頼を受けたことを契機に、一部の地域の定着支援センターで、相談支援業務の枠組みを活用した入口支援を行うようになった。<sup>(14)</sup>定着支援センターによる入口支援は、相談支援業務の一環であるが故に、弁護士又は、検察以外にも支援者又は家族等による依頼に答えられる長所を有するものの、被疑者に関する情報の他、刑事手続上の日程に関する情報等を確保し難く、支援に困難が伴う。<sup>(15)</sup>また、定着支援センターの本来の業務はあくまでも出口支援であって、入口支援までその人力と予算が及ばない、又は、入口支援の実施により、出口支援の実施に支障が生ずるといった実務上の問題が指摘されている。<sup>(16)</sup>

## 2 弁護士会型入口支援

なお、各地域の弁護士会による取組も入口支援の一旦を担っているといえる。

まず、大阪弁護士会は、同会を窓口とする定着支援センター及び社会福祉司会との連携に取り組み、起訴猶予又は執行猶予が見込まれる障がい者あるいは、障がいの疑いのある者の支援を行っている<sup>(17)</sup>。弁護士会から定着支援センターか社会福祉会に繋ぐことができた被疑者・被告人は、定着支援センターからの援助、更生緊急保護の利用、更生保護施設への入所等の福祉的援助を受けることになる<sup>(18)</sup>。

一方、埼玉弁護士会では、帰住先がない又は釈放後の生活ができない等の問題を有する身柄拘束中の被疑者・被告人を福祉事業者に委託し、その社会復帰を支援する仕組みを設けている<sup>(19)</sup>。平成二年から始まったこの「埼玉弁護士会社会復帰支援委託援助制度」は、弁護人が委託の申請を行った施設に「社会復帰支援委託金」を支払うことになるが、その委託金を埼玉弁護士会が援助する取組である。そして、この取組によって入所できるシエルトは、一カ月までと入所期間が定まっており、あくまでも一時的な宿泊場所を提供することに留まっている<sup>(20)</sup>。同取組は、居場所のない者に一時的居場所を提供することによって起訴猶予の可能性を高めているため、刑事手続からのダイバージョンを根幹としている入口支援として、有意義な取組であるといえる。

## 3 検察庁型入口支援

刑事司法手続上一方当事者の地位を持つ検察も、被疑者・被告人の改善更生及び社会復帰という刑事政策的観点に注目し、入口支援に取り組んでいる。その背景には、政府の刑事政策として再犯防止の対策の重要性が訴えられたことがある<sup>(21)</sup>。特に、平成二三年九月に策定された「検察の理念」<sup>(22)</sup>には、「あたかも常に有罪その者を目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。」「警察その他の捜査機関の他、矯正、保護

その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。」という旨が記載され、罪を犯した者の再犯防止及び改善更生において檢察に求められる役割を改めて強調している。<sup>(25)</sup>

このような背景の下、檢察庁による入口支援は各庁の実情に応じ、様々な形をもって実施されている。その中でも、注目すべき取組として、檢察と保護觀察所の連携による「更生緊急保護の重点実施」と檢察と社会福祉士の連携による「社会復帰アドバイザーの雇用」を挙げることができる。これら取組は決して別々のものではなく、後者の社会復帰アドバイザーが業務の一環として前者の更生緊急保護の重点実施に係っている一部の檢察庁の例からして、相互に深い関係性を持ちながら、運営されている取組であるといえる。

(1) 社会復帰アドバイザーの雇用

一部の檢察庁では入口支援の一環として、檢察庁内部に社会福祉士の資格を有する社会復帰アドバイザーを配置した部署を設けている。この社会復帰アドバイザーが、専門家の立場から福祉・医療の支援に関する助言を檢察に与えることによって、被疑者・被告人に、より適切な処分及び支援が可能になると期待されている。

社会福祉士を採用した部署を運営している代表的な檢察庁としては、まず、仙台地方檢察庁を挙げることができる。同庁は、平成二五年九月「刑事政策推進室」を立ち上げ、同年一〇月、社会福祉士の資格を有する社会復帰アドバイザーを非常勤職員として採用した。刑事政策推進室の業務は、何らかの福祉支援によって再犯の危険を防ぐことができると思われるすべての被疑者・被告人を対象とし、その者を司法から福祉へ繋げるための支援を検討・調整することである。<sup>(26)</sup>特に、業務の一つである「更生緊急保護事前調整の重点実施」においては、対象者に係る情報を保護觀察所に提供すること、保護觀察管との面談の際に同席すること、釈放後スムーズに福祉支援へ繋げるため釈放日時を調整することを業務の内容としている。<sup>(26)</sup>

続いて、東京地方檢察庁でも、同年四月から庁内に「社会復帰支援室」を設置している。同支援室は、不起訴が見

込まれる被疑者又は、公判で執行猶予付きの判決が見込まれる被告人の中で、特に、高齢・障がい等のため社会復帰に何らかの困難が予想される者を支援対象としている。同支援室の主な業務は、検察官からの相談に応じ再犯防止のために有効な福祉、医療等の支援策を検討しアドバイスを行うこと、被疑者やその親族と面談をすること、対象者が無事に福祉事務所や社会福祉に係る事業者の事業所に行けるよう同行支援を行うこと、精神障がい等をもつ者の場合には入院先の調整等を行うこと等がある<sup>(27)</sup>。また、更生緊急保護の重点実施を通じた更生緊急保護の利用、生活保護受給及び、それによる無料低額宿泊所等の入所の手続の補助も担当している<sup>(28)</sup>。

その他、庁内に社会復帰アドバイザーの雇用に際し、新たに部署を設置したわけではないが、社会福祉士会との連携を通じて社会福祉士の協力を得た入口支援の実施を試みている地方検察庁もある。札幌地方検察庁では、外部に社会福祉士を相談員として委嘱しており、京都地方検察庁では、京都社会福祉士会の四名の協力の下、社会福祉士面談を行っている<sup>(29)</sup>。

## (2) 更生緊急保護の重点実施の運営

### ① 更生緊急保護の重点実施の内容

一方、前者の更生緊急保護の重点実施（以下、「重点実施」とする）は、平成二三年七月に最高検の分野別専門委員会の一つとして設置された「知的障がい専門委員会」<sup>(31)</sup>によって、平成二五年一月から「更生緊急保護事前調整モデル事業」という名で試行されたものである<sup>(32)</sup>。試行当初は指定を受けた七カ所で実施され、翌年には新たに一三カ所が追加されたが、現在は全国の地域に拡大し試行されている<sup>(33)</sup>。

重点実施は、従前から起訴猶予処分に付された者の改善更生を助けるための措置として利用されてきた「更生緊急保護」を活用した取組であり、検察庁と保護観察所が連携し、起訴猶予による更生緊急保護が見込まれる勾留中の被疑者について、検察庁の依頼を受けた保護観察所が、あらかじめ釈放後の住居の確保や福祉サービスの受給等に向け

た調査・調整等を行うものである。

重点実施の対象者は、起訴猶予による更生緊急保護が見込まれる勾留中の被疑者であり、罪種、障がいの有無等による制限は設けられていない。重点実施の必要性を認識した事案に関して、検察官が保護観察所に要請し、重点実施の可否等につき協議を行う。協議の結果、重点実施の必要性が認められた場合には、保護観察所がその被疑者の特性に応じ、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調査・調整等を実施する。その際に、福祉サービスの申請手続に時間を要する者については、更生保護施設や自立準備ホームへの入所をあらかじめ調整する。そして、保護観察所は重点実施の結果を検察官に報告する。検察官は、この報告の内容と事案の内容を踏まえて、当該被疑者の処分を決定する。この一連の過程により釈放された重点実施の対象者は、直ちに保護観察所に出頭し更生緊急保護の申出をする。これを受けた保護観察所が重点実施を踏まえて福祉サービスの受給や更生保護施設、自立準備ホームといった住居場所提供等の支援を行うことになる。<sup>(34)</sup>

② 更生緊急保護の重点実施に関する考察

ところで、近年重点実施の全国的実施に伴い、同取組に対する評価と批判が相次いでいる。筆者は同取組の成果として、「従前の更生緊急保護が抱えていた時間的制約の問題の解決」と、「対象者に対する継続的支援の実現」を挙げつつ、同施策に対する批判の論拠としてよく言われる「申出の任意性の問題」、「対象者選別のための調査の問題」及び「再起の問題」について反論を述べることにしたい。

重点実施において最も評価される点は、従来までの更生緊急保護制度の運用で常に指摘されてきた「時間的制約」の問題を解決しているところである。検察が被疑者に対する起訴・不起訴の決定をするまで、逮捕から勾留請求までの最長七十二時間<sup>(35)</sup>と勾留期間の最長である二〇日間<sup>(36)</sup>を併せた最長二三日間の身柄拘束期間がある。ただ、この期間の大半は、犯罪の捜査に当てられるのが一般的である。それ故、被疑者の釈放後の生活に向けた福祉的支援を準備する時

間が足りず、保護観察所の取り得る保護措置が限定されてしまう問題が生じる。<sup>(37)</sup>しかし、重点実施を行うことによって、身柄拘束の早い段階から対象者が必要とする支援が把握でき、且つ関係機関等と調整する時間が大幅に増える。それ故、障がい者、高齢者といった調整に時間を要する被疑者の場合、その受け入れ施設や福祉事業所との協議等において、以前より調整の成果が上がっている。<sup>(38)</sup>このような変化は、起訴猶予者に対する更生緊急保護の実績を向上させることに繋がり、制度的に有意義な変化であると思われる。

一方、重点実施に対する批判の一つとして、申出の任意性に関する疑問が呈されている。福祉サービスを受けることが起訴猶予の条件となっているとしたり、又は、支援の後その成り行き次第で再起の可能性があるとしたり、申出の任意性を担保することはできないと言う意見である。<sup>(39)</sup>

しかしながら、重点実施は、福祉サービスを受けることを条件としているのではなく、福祉サービスに係る被疑者・被告人に対する調査・調整への同意を求めているだけである。この調査・調整が行われた後、福祉サービスを受けないとしても特に何の制裁があるわけではない。もし、その制裁が再起だとすれば、そして、その再起の可能性が申出の任意性を抵触していると主張するのであれば、それは、重点実施ではなく、「再起」を認めている起訴猶予制度に対する批判になると思われる。また、今後、重点実施が、福祉サービスを受けることを条件とし起訴猶予処分を科す制度として発展するとしても、申出の任意性が危ぶまれる恐れはないと思われる。重点実施は、起訴猶予処分の事案である故に、被疑事実の認定に誤りがなく、事実関係の争いがない事案に限る。このような事案で、被疑者に、福祉サービスを受けるとの申出をしなかったことよって起訴されるかもしれないという心理的規制が働くことは否定できない。ただ、この心理的強制力が、刑事手続の様々な場面ですでに存在しており、また、心理的強制力があるとして、本人の任意性が阻害されるとは決して言えないと思われる。例えば、反則者が通告を受け、反則金を納付する交通反則通告制度や国税犯則取締法の通告処分制度においても、反則金を納付しなければ、起訴されるかもしれない

いという心理的強制力が潜在している。しかし、この心理的強制力によって本人の任意性が阻害されたと批判されたことはない<sup>(40)</sup>。従って、重点実施に対する批判として、申出の任意性に関する疑問は、根拠の乏しい懸念に過ぎないと考えられる。

続いて、重点実施において行われる被疑者に対する調査に関し、疑問を呈する声がある<sup>(41)</sup>。例えば、仙台の保護観察所では、対象者との面談の前に、関係記録を精査し、居住地の有無、心身の状況、家族関係及び過去の福祉サービス<sup>(42)</sup>の受給歴や病院での治療歴等の調査を行っているが、一部では、このような調査が、「探求的な情状調査により、糾問的且つ長期的な捜査が行われる恐れ」を有すると批判すると共に、被疑者の人権を損なう恐れを内包していると主張している<sup>(43)</sup>。

しかし、被疑者に対する詳細な調査があるからこそ、その者に最も適切な処分及び必要な支援が実現できるはずである。ここでは、被疑者にとって一体何が本当に利益となるのかを考える必要があるのではなからうか。被疑者の人権を擁護することも大事ではあるものの、まず、優先すべきなのは、被疑者を犯罪の輪から外し、犯罪者から善良な一般市民へ戻らせることではなからうか。ただ、そのような目的だけに着眼した制度の運用も止揚されるべきであり、調査過程において、被疑者のプライバシーへの侵害を最小限に抑えるために、所謂「検察官の決定前調査」<sup>(44)</sup>制度を設け、調査の主体、方法、範囲等に関する規定に沿って、実施すべきであると思われる。

最後に、「申出の任意性の問題」にも若干触れた「再起の問題」に関する批判について言及する。

現在、起訴猶予の決定後、重点実施の対象者が更生保護施設への入所及び福祉サービスの受給を拒否する場合、あるいは、更生緊急保護の保護期間を経過しないうちに、更生保護施設あるいは福祉サービスから離脱する場合、再起が可能であるかについては明らかではない。しかし、重点実施において再起を認める運用の仕方は、起訴猶予者を長い期間不安定な状況に置くことになり、かえってその者の改善更生を妨げる要因に成り得ると懸念を示す意見がある<sup>(45)</sup>。

ところが、現在、重点実施の運用において再起が行われた例は見られず、再起の問題を根拠として、同取組自体を否定することは、論拠の乏しい主張であると言わざるを得ない。むしろ再起を用いない運用方式の問題点を指摘することができる。まず、更生保護施設による支援及び処遇の実効性を欠く懸念がある<sup>(47)</sup>。現在でも、更生保護施設では、更生保護施設での規則を守らない者、勝手に施設を出る者等への対応に悩んでいるが、重点実施において再起の可能性がなくなったら、更生緊急保護の期間内に施設を出る者は勿論、重点実施により検察から釈放された途端、その行方をくまらず者が、今よりもっと増えるかもしれない。

さらに、起訴猶予では再起を認めているものの、重点実施による起訴猶予ということでも再起を認めないことは、衡平の欠ける制度の在り方であると思われる。

### 三 入口支援における更生保護施設の役割の拡大

近年、更生保護施設の果たしている機能として、衣食住の提供により基本的な生活条件を確保させる「基本的生活援助機能」、就労の援助、病院又は社会福祉施設への橋渡しをして、社会復帰を円滑にする「社会復帰援助機能」、社会適応プログラム、アルコール依存症からの回復支援プログラム、SST等といった対象者の抱えている問題を解決するための教育・訓練を行う「教育的機能」等が挙げられる<sup>(48)</sup>。

ただ、更生保護施設では、仮釈放による保護観察対象者、満期釈放者、刑の執行猶予者及び起訴猶予者を区分して、補導援護的措置及び専門的処遇を行っているわけではない。従って、以下では、更生保護施設で行われている保護対象者に対する支援の内容に基づき、入口支援の対象となった起訴猶予者に対する更生保護施設の果たしている役割を確認し、更生保護施設の今後の在り方について考察を行うことにしたい。

### (一) 基本的生活援助機能に関する考察

更生保護施設の有する「基本的生活援助機能」の中でも、所謂「居場所の提供」という機能が有する意義は最も大きいと思われる。基本的に障がい者福祉・高齢者福祉は地方自治体単位が主体となり行うもので、地域に定着してから福祉の支援を受けることが可能になる。<sup>(49)</sup>即ち、更生保護施設への入所は、居場所を持たない起訴猶予者が福祉の援助を受けられる前提になるため、入口支援の根幹を為していると言える。

ただ、近年、起訴猶予者を含む刑務所出所者等の収容において更生保護施設だけでは、そのキャパシティが足らず、新しい受け皿の確保が求められるようになった。そして、その打開策として、平成二三年度より「緊急的住居確保・自立支援対策」が開始された。これは、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人等に保護観察所が宿泊を伴う支援を要請するものであり、その要請に応じ、一次的居場所を提供する施設を、「自立準備ホーム」という<sup>(50)</sup>。自立準備ホームの中には、社会福祉法人又はホームレス支援を行ってきた施設もあつて、このような施設では犯罪者である利用者もあつたことから、それらの者に対する処遇の経験及びノウハウがあると思われる<sup>(51)</sup>。また、入口支援の対象となる起訴猶予者の中には、犯罪性が進んでいない者が多数あると思われる。それらの者に対する処遇は福祉的観点に比重が置かれていても十分効果があると思われる。もし、今後、入口支援の拡充により、自立準備ホームに処遇の必要性が高い起訴猶予者が入り込むことになると、自立準備ホームに入所した者をその地域の更生保護施設に通所させる取組を設けることも考えられるであろう。

### (二) 社会復帰援助機能に関する考察

更生保護施設が最も重点を置いている社会復帰援助機能として、就労支援がある。更生保護施設は、在所者の自立

を旨し働きかけているが故に、退所後の社会定着のため、住居支援に加え、就労支援にも力を入れている。二〇〇七年更生保護施設検討会によって行われた特別調査によると、更生保護施設利用者全体の七九%が就労することができ、更生保護施設を行う就労支援の効果を高く評することができると思われる。<sup>(52)</sup> 更生保護施設を行う基本的就労支援の内容は、仕事の探し方、挨拶の仕方、電話の掛け方、面接の受け方、履歴書の書き方等の指導である。<sup>(53)</sup> 就職先を見つける主体はあくまで被保護者本人であることが原則であり、<sup>(54)</sup> 例外的に、何回面接を受けても就職が決まらない者に対して、保護観察所へ登録されている「協力雇用主」<sup>(55)</sup> 又は、各更生保護施設が個別に連携を行っている会社への就職を支援している。

ところで、現在の更生保護施設による就労支援が、その実績を持ち、大変有効な支援であると思われる反面、被保護者が退所した後も、仕事が長続きし、その職業に定着できるとは言い難い実情であるといえる。<sup>(56)</sup> それ故に、就労支援の更なる充実を図るために、職場で活用できる資格を取らせるための職業訓練支援を強化し、また、就職及び退所の後一定期間（例えば、一年間）被保護者に対するフォローアップを行うことが望まれる。さらには、社会的企業との連携を図り、更生保護施設への入所と同時に就職ができて、退所後においても仕事を続けるシステムを構築している外国の例も参考にすることができると思われる。<sup>(57)</sup> ただ、社会的企業制度を活用した更生保護施設の就労支援の在り方に関する具体的な内容は後日の課題としたい。

一方、更生保護施設を行う就労支援はあくまでも働ける者が対象になる。すなわち、入口支援の対象になる障がい者・高齢者の多くは、就労支援ではなく、病院・福祉機関への橋渡しの支援を受けることになる。犯罪者の高齢化と出口支援の実施という背景によって、入口支援の活性化の前からすでに、更生保護施設では罪を犯した障がい者・高齢者の支援・処遇に関して悩んでいたと見られる。<sup>(58)</sup> 法務省の指定を受けた一部の更生保護施設が、より集中的に、これらの者を収容し、福祉的措置を講ずるものの、<sup>(58)</sup> 継続して犯罪者の高齢化が進み、入口・出口支援の実施が拡大され

るにつれて、指定更生保護施設だけで障がい者・高齢者を収容することはできず、一般の更生保護施設でも、これらの者に対する支援の整備・拡充が求められるようになった。

まず、罪を犯した障がい者・高齢者の被保護者をいつでも適切な病院・福祉機関に繋げるため、関係機関との連携を深めるため努めるべきである。そして、これらの者が更生保護施設を出て病院・福祉機関に入った後も、例えば一定期間更生保護施設に通所するように対象者に働きかけ、施設内で受けていた処遇プログラムの続きを継続させるか、病院・福祉機関での集団生活に馴染ませるための助言、相談を行う取組を設けることが望ましい。

### (三) 教育的機能に関する考察

更生保護施設の果たしている役割の中、前記の基本的な生活援助機能及び社会復帰援助機能の占める比重は断然大きい。それは、犯罪に至った多くの者が経済的困窮であり不安定な生活を送っていたという背景を持っている故に、福祉的支援により、犯罪からの脱出が期待できるのではないかという思想が起因していると思われる。しかし、住む場所ができて、仕事を見つけても、再犯に及ぶ者はいる。居場所のある者より無い者が、有職者より無職者が高い再犯率を見せてはいるものの<sup>59</sup>、居場所のある者、又は、仕事のある者の再犯率も無視できない数値であることは間違いない。よって、住居支援又は就労支援を通じて社会復帰できる基盤を設けさせることも重要であるが、再犯防止のための働きかけとしての処遇を実施する必要があるといえる。

そして、その必要性に応じて、更生保護施設では、各施設の実情に応じて被保護者に対する色々な処遇及び指導を行っている。自立のための料理教室と公共職業安定所や協力雇用主と連携した就労支援講座が其々二〇施設で行われていて、法律相談（一二施設）、健康講座（一〇施設）、パソコン教室（三施設）も処遇の一環として実施されている。

さらに、犯罪の原因となる要素を改善させ、より直接に再犯の防止に資する処遇として、酒害・薬害教育を四〇施設

で、SST<sup>(60)</sup>を三五施設で実施しており、ギャンブル離脱プログラム（三施設）、窃盗離脱プログラム（二施設）を行う施設もある<sup>(61)</sup>。

ところで、入口支援の対象となった起訴猶予者に対する処遇を充実・強化するため、具体的に、更生保護施設で行うべき処遇の内容はどうなるか。筆者は、入口支援の対象者の罪種からの特徴に基づき、以下で、三つの処遇の実施を提案する。そして、最後に、これら処遇の実施において共通する限界とその打開策について若干の考察を加えることにしたい。

### 1 窃盗犯に対する処遇の実施

入口支援の対象になる起訴猶予者は、元々その罪種の制限が設けられていないものの、軽微な犯罪、特に、窃盗、詐欺の財産犯罪を繰り返している者が多く含まれている<sup>(62)</sup>。この現状に基づき、更生保護施設内で、窃盗犯に特化された再犯防止プログラムを実施することが求められる。

そこで、「福島自立更生促進センター」で開発された窃盗犯罪に関する処遇プログラムには注目すべきであろう。そこで、「福島自立更生促進センター」は、現在、全国四カ所に設置・運営されている「自立更生促進センター」の一つとして、親族や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のため、必要な環境を整えることのできない刑務所出所者等を対象とし、特定の問題性に応じて重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設である<sup>(63)</sup>。同施設では、平成二六年度、福島大学、福島刑務所と連携し、財産犯に対する新たな処遇プログラムとして「窃盗防止プログラム」を開発した。同プログラムは、対象者が刑務所に入所していた時から実施され、福島自立更生促進センターに帰住した後も継続させる取組が前提となっている。すなわち、刑事施設から更生保護施設までの統一した処遇の実施によって、同プログラム実施の効率を図っている<sup>(64)</sup>。

たとえ、同プログラムが、刑務所出所者を対象として作られた処遇プログラムであっても、窃盗、詐欺等の罪を犯した者の再犯を防ぐための目的を有していることは間違いない。よって、入口支援による起訴猶予者に対する処遇プログラムとして活用できる余地は十分あると思われる。ただ、同プログラムの実績はまだ十分ではない故、今後、その効果に関する検証が行われるべきであろう。<sup>(65)</sup>

## 2 児童虐待事犯に対する処遇の実施

一部の検察庁では、通常の起訴猶予処分によっては、被害児童を再び虐待の危険に晒さす恐れがあると思われる事案において、被疑者に対する一定の処遇を行う入口支援を実施している。

例えば、児童虐待事案において仙台地方検察庁では、宮城県内に設置されている五カ所の児童相談所の協力を得て、被疑者の再犯可能性と児童の再被害の可能性を検討している。そして、その検討の結果、児童の健全な成長のため、被疑者等に再犯防止のための働きかけが必要であると判断された場合、検察官と刑事政策推進室が被疑者等に生活指針を順守項目として提案する。順守項目は、対象者等は児童相談所の調査・面接を受けること、その許可があるまで被害児童らへ接触しないよう努めること、躰についての認識の誤りを認め、児童相談所等による適切な育児指導を受けることなどの内容によって構成されている。<sup>(66)</sup>

さらに、高松地方検察庁では、右の仙台地方検察庁の取組と類似する「児童虐待防止プロジェクト」が実施されている。平成二六年から始まった同プロジェクトは、検察庁と児童相談所だけでなく、市町村、学校、医師、警察等の関係機関も加わって、カンファランスを実施する点に特徴がある。このカンファランスを通じて、再加害のリスクに対するアセスメントや、家庭再構築の可能性に関する検討が行われる。そして、もう一つの特徴としては、一旦は処分を保留し、一定期間被疑者に児童相談所からの指導や相談を受けさせ、その経過を見た上で、検察官が処分決定

を行うということである<sup>(97)</sup>。

ところで、これらの児童虐待事犯に対する入口支援は、一部の地域に限定されており、その実施件数も多くないため、現在のところ、児童相談所の協力によって実現できていると思われる。しかし、今後、入口支援の充実・拡大につれて、児童虐待事犯の起訴猶予者に対する処遇を、すべて児童相談所に任せるのは、児童相談所として負担が大きいでであろう。そこで、児童虐待事犯の起訴猶予者に対する処遇を行う主体として、更生保護施設の処遇体制が拡大・充実されるべきであると思われる。また、そもそも児童虐待事犯に対する起訴猶予処分が、加害者に対する改善更生に向けた働きかけをせず、加害者と被害者を一緒に、再び犯罪のあった場所に戻させる側面があるものの、このような問題に児童相談所による対応は限界がある。一方、更生保護施設で、児童虐待事犯の起訴猶予者に対する処遇を実施することで、被害児童と加害者を一定期間隔離させながら、加害者の改善更生に向けた処遇を行うことができると思われる。従って、更生保護施設を、児童虐待事犯の起訴猶予者に対する再犯防止のための処遇を実施する機関として、今後より活用すべきであり、更生保護施設としても、児童相談所及び児童関係機関等との連携を通じて、児童虐待事犯に対する処遇に必要な知識とノウハウを整える必要がある。

### 3 薬物（所持・使用）事犯に対する処遇の実施

薬物犯罪は他の犯罪と比べて起訴される確立が高く<sup>(98)</sup>、起訴猶予処分を受ける者が少数に留まる故、薬物事犯の起訴猶予者への対策が疎かになりがちである。しかし、薬物依存の問題は、薬物乱用の程度が浅い時期こそ、再使用を防ぐための働きかけを行う必要がある<sup>(99)</sup>。従って、何度も薬物使用を行い裁判に至った薬物依存者に対する対策は勿論、薬物使用者が薬物への依存・乱用に発展する前より早い段階で治療及び処遇の介入が行うべきである<sup>(10)</sup>。

ところで、一部の更生保護施設では、すでに薬物事犯に対する処遇を実施しており、その代表的な例として、薬物

処遇重点実施更生保護施設（以下、薬物処遇重点実施施設とする）がある。薬物処遇重点実施施設は、薬物処遇を重点的に実施する施設として、平成二五年度には、全国の五カ所が法務省からの指定を受けていたが、平成二七年度現在には、一五カ所に増加している<sup>(7)</sup>。薬物処遇重点実施施設では、在所者の中で薬物依存の問題を抱えている者に対して、認知行動療法に基づく回復プログラムを週二回以上実施している。個々の対象者の状況に応じて、グループミーティングに参加させる取組も行っている。また、対象者が必要な保健医療福祉サービス等を受けられるよう、その調整にも努めている<sup>(7)</sup>。

さらに、「北九州自立更生促進センター」でも、薬物依存の問題を抱えている者に対する処遇を重点的に実施している。平成二二年、開所当初には、在所者の就労支援に集中していたものの、平成二四年度からは、薬物依存のある保護観察対象者への専門的処遇の実施にも注力している<sup>(8)</sup>。同センターでの薬物依存回復訓練は、北九州ダルク<sup>(9)</sup>におけるグループミーティング、北九州市精神保健福祉センターの実施する薬物再乱用防止プログラム、そして、必要に応じて保護観察官が集団で実施する覚せい剤事犯者処遇プログラムの三つことを内容としている<sup>(8)</sup>。

これらの薬物処遇重点実施施設及び北九州自立更生促進センターでの処遇プログラムは、犯罪の要因である薬物依存の問題を解決している故、もつとも再犯防止に資する取組である。特に、保護観察対象者及び満期出所者等は異なり、一般的には薬物依存の問題に対する処遇を受けられる機会がない起訴猶予者においては、更生保護施設で実施されるこの処遇プログラムによって、最初で最後の改善更生の機会を得ることができるため、その意義が深いといえる。従って、より多くの薬物事犯の起訴猶予者が、薬物依存に対する処遇プログラムを受けられるよう、短期的には、薬物処遇重点実施施設の数を増やす一方で、長期的には、薬物処遇重点実施施設及び北九州自立更生促進センターで行なっている処遇プログラムを全国的に拡大・実施することが求められる。そして、現在、更生保護施設で実施している処遇プログラムの多くが、薬物依存がかなり進んでいて、刑事施設で薬物依存に対する処遇を受けた経験のある者

を対象としているが、入口支援の対象になる起訴猶予者の中には、薬物依存の寸前の段階である者もいて、これら者に特化した処遇プログラムの開発も行うべきである。

#### 4 課題

窃盗事犯・児童虐待事犯・薬物事犯等に特化した処遇の実施は、更生保護施設が一般の福祉施設と異なり、犯罪者の改善更生・社会復帰を図るための施設であるが故の特徴である。特に、現在の日本の刑事司法において、起訴猶予者に対する処遇の実施は専ら更生保護施設に任されていると言っても過言ではなく、入口支援において更生保護施設による処遇の実施は、格別の意味があると思われる。しかし、更生保護施設での専門的且つ重点的処遇の実現に際して、先立って解決しなければならない幾つの課題があるのも事実である。

まず、更生保護施設で処遇プログラムを実施する職員の量的且つ質的向上が求められる。平成二五年四月現在、全国の更生保護施設での職員構成は、常勤職員が五六〇人、宿日直等を補助する非常勤職員が一三八人となっており、一施設当たり平均、施設長一人、補導主任一人、補導員三人、調理員等一人で五、六人の職員が勤務している。<sup>(76)</sup> 更生保護施設の職員は、昼夜を問わず、在所者に対する生活指導、就労指導、貯蓄指導、そして、自立支援を行なっており、これらの指導及び支援において必要である外部機関との協力を図るための取組にも励んでいる。<sup>(77)</sup>

ところが、更生保護施設の限られた職員数は、これら職務を為す上で、決して十分とは言えず、このような状況で、個々の犯罪者の抱えている問題に応じた処遇プログラムを実施させることは、非現実的発想かもしれない。それ故、薬物処遇重点実施施設の指定の取組に際しても、各施設では、新たに薬物専門職員を採用していた。心理の専門資格等を持った薬物専門職員に処遇プログラムの実施と処遇プログラム関係の業務を担当させ、既存の職員に専門的人力を加えた体制を整えていた。<sup>(78)</sup> しかし、処遇専門職員をすべての更生保護施設に配置することは、民間法人である更生

保護施設の経済的負担になりかねないし、窃盗事犯、児童虐待事犯、薬物事犯等其々の処遇の知識及び実施が必ず合致するとは言えず、これらの問題に全て対応できる人力をどれ程確保できるかも問題の一つである。従って、各更生保護施設の職員数を増やすよりは、地域ごとにそれぞれの処遇に特化した更生保護施設を指定して、処遇プログラムを受けると必要があると思われる者をその施設に通所させる取組を行うか、それとも、指定された更生保護施設に在籍している処遇専門職員を、各更生保護施設の要請に応じ派遣する取組を行う方が望ましいと思われる。

続いて、更生保護施設による処遇の充実を図るために、処遇のための一定期間を確保しなければならない。入口支援の中でも更生緊急保護を通じて更生保護施設等へ入所した起訴猶予者は、その保護期間が釈放された時期から六か月以内と限定されており、例外的に一年までの延長が認められている。しかし、平成二六年度における更生保護施設退所者の更生保護施設における在所期間を見ると、三か月以上六か月未満である者が全体の三七・五%として最も多く、次いで、三三・五%の者が一か月以上三か月未満で退所していた。すなわち、全体の約九割の者が六か月未満で更生保護施設を退所していて、平均在所期間は僅か、七六・九日に留まっていた。<sup>(7)</sup> 社会に復帰できる物質的準備を整えるだけでも、約七七日という期間は決して十分とは言えない。それが、再犯に至らないようにするための処遇になると、その者の改善更生において時間の足りなさという要因が障害に成りかねないと思われる。

さらに、処遇の実施において問題になるのは、この限定された処遇期間さえ、確保できないケースがあるということである。そもそも、更生緊急保護という制度は、本人の申出により開始されるため、支援及び処遇の必要性が認められた場合でも、本人が更生緊急保護を申し出なかったら、その者の改善更生及び社会復帰のための措置を行うことはできない。しかし、更生緊急保護により支援及び処遇を受けなかったら再犯の可能性の高い者を、そのまま社会に戻せるのが、本当にその者の利益に合う措置であろうか。もっとも、処遇の実施を、すべて本人の申出に委ねている現在の制度のままでは、処遇期間確保の問題を解決することができるのであろうか。

そこで、筆者は、この問題の解決案として、且つ、今後の入口支援の方法として、所謂、条件付起訴猶予制度<sup>(30)</sup>を導入し、一定期間、更生保護施設で処遇を受けることを条件として、被疑者を起訴猶予処分にする取組を提案したい。処遇プログラムを受けることを起訴猶予の条件とすることで、起訴猶予者に処遇に対しより積極的に臨む動機を付与することができ、また、安定した処遇期間を確保することより処遇の効果を向上させることができると思われる。

韓国では、早くから条件付起訴猶予制度を積極的に活用して、かつては、主に保護観察の内容と類似する善導(指導監督)を行なってきたものの<sup>(31)</sup>、近年は、麻薬類使用事犯<sup>(32)</sup>、家庭暴力事犯<sup>(33)</sup>、児童虐待事犯<sup>(34)</sup>、そして、買春事犯<sup>(35)</sup>等といった犯罪類型毎に、治療・教育・相談等の方法を用いた処遇プログラムを開発し、そのプログラムへの受講を義務とする、起訴猶予者に対するより積極的な処遇の実施が見受けられる。今後入口支援が、起訴猶予者に対する福祉的支援を行うだけでなく、その者の問題性に応じた処遇を実施する取組として発展する際、韓国の条件付起訴猶予の例は、大変参考になると思われる。

#### 四 起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の今後の在り方

本稿では、入口支援の実施に伴い、刑務所出所者等の継続保護事業を営んできた更生保護施設の機能に注目し、入口支援における更生保護施設の役割について考察を行った。最後に、起訴猶予者の再犯防止に向けた更生保護施設の今後の在り方をまとめて提言する。

まず、入口支援の実施においても、更生保護施設の担う一次的役割が、居場所のなかった起訴猶予者に緊急的に新たな住居地を提供することには変わりはない。ただ、居場所の提供という役割は、単に寝るところを提供する支援という意味だけではなく、犯罪から離れた新しい生活に向けた準備を行う場所を提供するという意味も含まれているた

め、居場所の提供という支援に、常に起訴猶予者に対する処遇の要素が含まれるべきである。近年、更生保護施設の他、新たな居場所として脚光を浴びている自立準備ホームでも、自立準備ホーム独自の被保護者に対する処遇の他、既存の更生保護施設との連携を通じて、より専門的改善更生に向けた処遇を含んだ居場所提供支援を行うべきである。次に、更生保護施設が行う就労支援に関しても、入口支援対象者の特性に配慮した支援が求められる。入口支援の主な対象である高齢者・障がい者又は、ホームレスは、仕事の習慣を身につけてない場合が多く、これらの者がすぐに仕事を見つけても、長続きできる確率は低いため、就労支援を前後にして、職業訓練とフォローアップの支援を充実すべきである。また、就労のできない者については、病院・福祉施設への橋渡しの支援が行われるが、この場合にもそれら施設に繋がったとたん、被保護者に対する支援が終わるのではなく、ある程度の期間、それら施設と更生保護施設が協力して被保護者の支援を行う姿勢をとるべきである。例えば、被保護者を更生保護施設へ通所させる取組又は、更生保護施設の職員が病院・福祉施設に向かい相談支援あるいは処遇プログラム実施支援を行う取組が考えられる。

最後に、入口支援の対象者に特化した処遇の実施を提言する。すでに、入口支援の対象者の中で多く含まれている窃盗事犯に対しての処遇プログラムを開発・実施することは言うまでもなく、起訴猶予処分を受けているものの、依然として犯罪の要因が払拭されず再犯の危険があると思われる児童虐待事犯、薬物事犯に対する処遇プログラムの開発・実施も重要であると思われる。ただ、各更生保護施設でこれらの処遇プログラムを開発・実施するには、現在の状況においては、施設の職員にさらなる負担を加重するだけで、現在の業務に支障が生じる可能性や、新たな処遇の実施が実現されない可能性が十分予測できる。従って、地域ごとに各処遇プログラムを重点的に行う更生保護施設を指定し、対象者をその施設へ通所させるか、それともその施設の処遇専門職員を各更生保護施設へ派遣する取組を設けるべきだと思われる。また、このようにして、更生保護施設での処遇システムが充実されたとしても、対象者に処

遇を施す一定の期間が確保されないと、処遇の効果を期待することは難しいであろう。この問題において、一定期間更生保護施設で処遇を受けることを遵守事項とし、起訴猶予処分を課する制度の導入による解決を提案する。条件付起訴猶予による体系的処遇プログラムの提供及び安定した処遇期間の保障は、更生保護施設の処遇施設化を図る上に欠かせない要因になるはずである。

- (1) 「更生保護事業法」第二条二項及び七項。
- (2) 「更生保護事業法」・前掲注(1) 第一〇条。
- (3) 全国一〇三施設の内、男子施設が九〇、女子施設は七、男女共同の施設が六である。また、定員の内訳を見ると、男子成人が一八五七人であって最も多く、女子成人は一二八人であり、男子少年が三二四人、女子少年が四五人となっている(更生保護ネットワーク <http://www.kouseihognet.jp/hogohoujin/institution.html> を参照(二〇一六年一〇月一七日最終閲覧))。
- (4) 更生保護ネットワーク・前掲注(3) のHPから参照。松本勝『更生保護入門第四版』成文堂(二〇一五)一四二頁。
- (5) 近年、一般刑法犯について、高齢者の検挙人員は、他の年齢層と異なって増加傾向を見せており、その勢いが高齢者人口の増加を遥かに上回っている(平成二四年七月犯罪対策閣僚会議『再犯防止に向けた総合対策』四頁参照)。
- (6) 検挙人員に占める再犯者の割合と刑務所に入所した受刑者に占める再入者の割合が両方とも上昇し続けている(平成二四年七月犯罪対策閣僚会議・前掲注(5) 三頁参照)。
- (7) 平成二二年一月二八日矯正保護審議会提言『21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について』第六節、平成一八年六月二七日更生保護のあり方を考える有識者会議『更生保護制度改革の提言——安全・安心の国づくり、地域づくりを旨指して——』二四頁、平成二八年七月一二日犯罪対策閣僚会議決定『薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策』立ち直りに向けた「息の長い」支援につながるネットワーク構築』五頁参照。
- (8) 吉開多一「犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題」早稲田大学社会安全政策研究書紀要第七号(二〇一四)七八頁。
- (9) 中村葉子「検察における起訴猶予者等に対する再犯防止の取組について…京都地方検察庁における取組を中心に」犯罪と非行第一八〇号(二〇一五)三八頁。

- (10) 安田恵美「福祉的ニーズを持つ被疑者への起訴猶予」大阪市立大学法学雑誌第六〇号(二〇一四)三七三、三八一頁。浜井浩一「高齢者・障がい者の犯罪をめぐる議論の変遷と課題：刑罰から再犯防止、そして立ち直りへ」法律のひろば第六七卷第一二号(二〇一四)五頁。
- (11) 太田達也「福祉的支援とダイバージョン——保護観察付執行猶予・条件付起訴猶予・微罪処分——」研修第七八二号(二〇一三)三頁。
- (12) 中村秀郷「刑事司法における入口支援(被疑者・被告人への福祉的支援)の現状と課題：更生緊急保護と入口支援に関する一考察」社会福祉士第二二号(二〇一五)二一頁。
- (13) 安田・前掲注(10)三七二頁。
- (14) 平成二四年四月「地域生活定着促進事業実施要領」の改訂により、矯正施設中の高齢者・障がい者以外にも、「その他、センターが福祉的な支援を必要とする」と認める者」も事業の対象として追加され、「入口支援」実施の根拠となった(伊豆丸剛史「刑事司法と福祉の連携モデル・長崎定着の“実践”から見えてきたもの(第二回日本更生保護学会大会報告)・大会企画シンポジウム刑事司法と福祉の連携モデル」更生保護学研究第四号(二〇一四)五八頁)。
- (15) 安田・前掲注(10)三九三―三九六頁。
- (16) 一般社団法人よりそいネットおおさか『更生保護施設及び更生保護施設入所者・退所者の実態に関する調査報告書』厚生労働省平成二五年度セーフティネット支援対策等事業社会福祉推進事業(二〇一四)一四五頁。
- (17) 辻川圭乃「弁護士会による罪に問われた障害のある人の「入口」支援の現状と課題」早稲田大学社会安全政策研究紀要第七号(二〇一四)二四五、二四八―二四九頁。
- (18) 辻川・前掲注(17)二四五―二四六頁。
- (19) 安田・前掲注(10)三九七―三九八頁。
- (20) 安田・前掲注(10)三九七―三九八頁。
- (21) 吉開・前掲注(8)八五頁。茂木潤子「検察における罪を犯した者の再犯防止や改善更生に向けた取組について」罪と罰第五一卷三号(二〇一四)二〇頁。
- (22) 「検察の理念」は、平成二三年三月三十一日検察のあり方検討会議からの提言である「検察の更生に向けて」及び同年四月八日出された法務大臣指示の「検察の更生に向けての取組」を受け策定されたものである。検察の使命と役割を明確にし、

- 検査の活動全般が適切に行われるよう、検査が備えるべき精神及び基本姿勢を明かしている（千田早苗「仙台地方検察庁における入口支援の現状と課題——刑事政策推進室における再犯防止と更生支援及び被害者・遺族支援について——」早稲田大学社会安全政策研究所紀要第七号（二〇一四）二一六頁参照）。
- (23) 「検査の理念」の内容から参照。茂木・前掲注（21）二二頁。原山和高「長崎地検における罪を犯した知的障害者の再犯防止に関する取組について」研修第七七九巻（二〇一三）二七頁。
- (24) 「刑事政策推進室」の母体である「罪を犯した障害者・高齢者等対応推進委員会」は、罪を犯した高齢者・障害者等の円滑な社会復帰や再犯防止に向けた助言と関係機関等との調整を行うために、平成二五年五月に立ち上げられた（仙台保護観察所特別処遇班「刑事司法の入り口段階における検察庁と保護観察所との連携について…更生緊急保護事前調整の試行」犯罪と非行第一七八号（二〇一四）一八六頁）。
- (25) 千田・前掲注（22）二一六頁。
- (26) 仙台保護観察所特別処遇班・前掲注（24）一八六頁。
- (27) 市原久幸「東京地方検察庁における「入口支援」——検察から福祉へのアプローチ——」二〇二頁。安田・前掲注（10）三八四―三八五頁。
- (28) 安田・前掲注（10）三八五頁。
- (29) 石川正興編著『司法システムから福祉システムへのダイバージョン・プログラムの現状と課題』成文堂（二〇一四）一七一頁。
- (30) 中村・前掲注（9）三九頁。
- (31) 同委員会は、知的障がいに関する地検の実績を収集し、関係機関等と意見を交換する場を設け、知的障害者の取り調べの録音録画、専門家の助言・立ち会い及び知的障がい者の再犯防止・社会復帰に向けた刑事政策上必要な配慮について検討を行った（安田・前掲注（10）三八七頁。中村・前掲注（12）二二頁参考）。
- (32) 安田・前掲注（10）三八七頁。
- (33) 最初の実施地域は、仙台、福島、水戸、富山、広島、高松及び熊本であり、平成二六年度から試行された地域は、札幌、釧路、前橋、甲府、岐阜、名古屋、神戸、奈良、松江、徳島、佐賀、大分及び宮崎である。
- (34) 法務省HP平成二五年九月二六日報道発表資料 [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/Hogo02\\_00043.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/Hogo02_00043.html) を参照（二〇一

六年一〇月一七日最終閲覧)。

- (35) 「刑事訴訟法」第二〇三条。
- (36) 「刑事訴訟法」・前掲注(35)第二〇八条第一項。
- (37) 中村・前掲注(12)二六頁。市原・前掲注(27)一〇六頁。
- (38) 中村・前掲注(12)二七頁。
- (39) 土井政和「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題(刑事司法と福祉の在り方―犯罪行為者の社会復帰支援の現状と課題)―犯罪社会学研究第三九号(二〇一四)七七頁。
- (40) 太田達也「条件付起訴猶予に関する一考察」『新時代の刑事法学』信山社(二〇一六)一四一―一五頁。
- (41) 土井・前掲注(39)七四―七六頁。
- (42) 仙台保護観察所特別処遇班・前掲注(24)一八七頁。
- (43) 土井・前掲注(39)七四―七五頁。
- (44) 韓国では、少年犯の条件付起訴猶予制度の導入に伴い、検察官の決定前調査制度も設けている。検察官が少年事件を保護事件として処理するか、もしくは刑事事件として処理するかの手続を決定する先議権を行使する為に、要保護性の判断資料及びダイバージョンの決定の為の判断資料、公訴提起の為の判断資料の収集・提供を専門調査機関に依頼する制度である(이춘화「소년형사사건 처리 절차의 문제점과 개선 방안」·나인호과의 개선을 중심으로」한양법학 제29집(二〇一〇)六四―六五)。
- (45) 土井・前掲注(39)七七頁。
- (46) ただ、実務においては、入口支援による更生緊急保護の対象事件であるかは不問として、不起訴にした事案が再起されるのは、特段の事情のある場合を除くとないに等しい。不起訴事案が再起される場合として、当該犯罪と併合罪の関係にある別個の犯罪が発覚された場合、犯罪の情状に決定的な影響を及ぼす証拠が新たに発見された場合を挙げることができる(吉開・前掲注(8)一一四―一一五頁)。
- (47) 仙台地方検察庁で事前調整の行われた事案の中、再起の必要性がうかがわれるケースを紹介したい。知的障害を有する七〇代の男性が無銭飲食を繰り返した事案において、検察は、緊急的に福祉的な支援を行う必要性を認め、事前調整を開始した。そして、事前調整の内容を踏まえ、起訴猶予の処分を課したが、当該男性は更生保護施設に入ってからすぐに施設を出てし

- まい、約二カ月後にまた再犯に至っていた(仙台保護観察所特別処遇班・前掲注(24)一九二―一九四頁)。
- (48) 松本・前掲注(4)一五〇頁。
- (49) 市原・前掲注(27)一〇四頁。
- (50) 平成二七年三月三十一日現在、自立準備ホームとして登録した事業者数は三三二である(法務省法務総合研究所編『平成二七年版犯罪白書』(二〇二六)八八頁)。
- (51) 佐伯仁志ほか五人「座談会(刑事政策研究会(Numbet)) 社会内処遇」論究ジュリスト第五号(二〇一三) 太田達也教授の発言を参照二〇〇―二〇一頁。
- (52) 相澤育郎「第10章更生保護施設の役割について」『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』現代人文社(二〇一二)二四四―二四五頁。
- (53) 小畑輝海「女性更生保護施設「両全会」における出所者等の社会復帰支援の現状と課題」法律のひろば第六六卷第八号(二〇一三) 四六頁。
- (54) 矢野喜郎「更生保護施設「しらふじ」における社会復帰支援の現状と今後の課題」犯罪と非行第一八〇号(二〇一五) 四七―一四八頁。
- (55) 協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主であり、元々は個々の保護司や更生保護施設の役職員が、自らの知人や縁故のある事業主等に被保護者の就職の協力を求めたことから始まった。現在、全国で約一四、〇〇〇の協力雇用主がある(法務省HP 更生保護を支える人々 [http://www.noj.go.jp/hogoi/soumu/hogo\\_hogoo04.html#08](http://www.noj.go.jp/hogoi/soumu/hogo_hogoo04.html#08)を参照(二〇一六年一月一七日最終閲覧)、松本・前掲注(4)一八八頁)。
- (56) 認定特定非営利法人全国就労支援事業者機構が協力雇用主へアンケート調査をし、その結果をまとめて平成二五年一月に刊行した報告書に拠ると、平均雇用期間は、「三ヶ月以内」が二五・三%、「三ヶ月を超え六月以内」が一六・七%で、全体の四二%が六カ月までしか雇用が続かなかったことを明らかにした。そして、過去に雇用した者のうち、最も短かった雇用期間に関しては、「三ヶ月以内」が五八・六%を占め、就労してもその継続が難しい者が多くいるのが分かった(杉山弘晃「刑務所出所者等の就労支援について」協力雇用主のもとでの就労の拡大に向けて」犯罪と非行第一八〇号(二〇一五)一〇二頁、吉開・前掲注(8)二八八頁参照)。

- (57) 社会的企業は、経済社会で弱者の立場に置かれている者に対し職業又は、社会サービスを提供することを目的とし、企業の経営原理に基づき運営される企業である。この社会的企業が更生保護事業と連携し、犯罪者の社会復帰を助けるための役割を果たしているのは珍しくなく、韓国での更生保護事業でもその例が探せる。韓国法務保護福祉公団が、就労支援の一環として、「一企業一出所者雇用運動」を展開しながら「社会的企業」に協力を求めている、韓国の民間更生保護法人が、就労支援及び収益事業の目的で「社会的企業」を活用している。
- (58) 平成二十一年、全国の五七カ所の更生保護施設が指定を受け、社会福祉士の資格等を有する職員を採用し、施設をバリアフリー化する等して、一般的な就労のできない高齢者や障がい者について一定程度の割合で受容し、これらの者を福祉的な措置につなぐ支援を実現している(仙台保護観察所特別処遇班・前掲注(24) 一九一頁)。
- (59) 平成一六年から平成二〇年までの間、前刑帰住先別に再入者の再犯期間を比較した資料によると、帰住先が暴力関係者のもとである者及び不明の者程、短期間で再犯に至った者の割合が高く、約六割が出所後一年未満で再犯に至っていた。就労状況別に刑事施設の入所度数が二度以上の入所受刑者の人員を分析した資料によると、平成二〇年現在、総数一万五四三人の中、一万九〇一人が無職、四、五一〇人が有職であって、無職者が有職者より再犯に至る可能性が高いことを語っていた(法務省法務総合研究所編『第21年版犯罪白書』(二〇一〇)二二二、二二五頁参照)。
- (60) 社会生活技能訓練 (Social Skills Training) 以下では、S.S.Tとする)は、被保護者の会話や行動上の改善を図ることとする者の社会生活を円滑にすることを目的とする処遇プログラムである。S.S.Tは、まず、友人から飲酒を誘われた場面や就職面接など日常生活においてストレスが生じやすい場面を設定し、これらの場面においてどのような対応を取るべきか、参加者同士にロールプレイをしながら、その答えを探る訓練を内容としている(岡田行雄「第七章更生保護施設の処遇施設化について」『更生保護制度改革のゆくえ―犯罪をした人の社会復帰のために』現代人文社(二〇〇七) 一四〇頁参照)。
- (61) 松本・前掲注(4) 一五四―一五五頁。
- (62) 仙台保護観察所特別処遇班・前掲注(24) 一八八―一八九頁。市原・前掲注(27) 一〇四頁。
- (63) 平成二六年三月総務省行政評価局「刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書」(二〇一四) 六六一―六七頁。
- (64) 松岡千恵「自立更生促進センター等の現在」刑政第一二六卷二〇号(二〇一五) 六二頁。
- (65) 松岡・前掲注(64) 六二頁。

- (66) 目黒由幸・千田早苗「仙台地検における入口支援——地域社会と協働する司法と福祉」法律のひろば第六七卷第一二号(二〇一四)一六頁。千田・前掲注(22)二二二―二二三頁。太田・前掲注(40)四頁。
- (67) 太田・前掲注(40)四―五頁。
- (68) 平成二七年現在、再犯が多く、起訴される可能性が高く見られる窃盗の場合、その起訴率が四二・三%で、凶悪犯罪の一種である強盗の起訴率が四六・〇%であり、一般刑法犯の中で高い起訴率を見せる詐欺の場合、五七・二%であるものの、覚せい剤取締法違反の場合、八一・三%と他の犯罪とは違って、遥かに高い起訴率を見せている(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/list.do?hid=000001157683> (二〇一六年一月一七日最終閲覧) 檢察統計年報による)。
- (69) 太田・前掲注(40)二八―二九頁。
- (70) 平成二五年八月薬物乱用対策推進会議『第四次薬物乱用防止五か年戦略』(二〇一三)二頁。
- (71) 法務省 [HPhpp://www.moj.go.jp/content/000125581.pdf](http://www.moj.go.jp/content/000125581.pdf) から参照(二〇一六年一月一七日最終閲覧)。
- (72) 柏木範毅「薬物処遇重点実施更生保護施設での処遇について」更生保護第六六卷一二月号(二〇一五)四〇頁。
- (73) 北九州自立更生促進センター「北九州自立更生促進センターにおける薬物依存回復訓練」更生保護第六六卷一二月号(二〇一五)四四頁。
- (74) ダルク(DARC-Drug Addiction Rehabilitation center)は、薬物依存症者の民間自助団体の一つとして、薬物依存症者の回復を図るため、薬物依存症から回復した者がスタッフとして運営・援助する自助組織である(緒方あゆみ「薬物犯罪者の処遇に関する一考察」明治学院大学法学研究八六号(二〇〇九)二二五頁参照)。
- (75) 北九州自立更生促進センター・前掲注(73)四五頁。
- (76) 松本・前掲注(4)一五二頁。
- (77) 更生保護ネットワーク・前掲注(3)のHPから参照。
- (78) 柏木・前掲注(72)四二頁。
- (79) 法務省法務総合研究所編・前掲注(50)八七頁。
- (80) 条件付起訴猶予とは、捜査の最終段階で検察官が被疑者に被害賠償、一定の地域での出入り禁止、又は受講命令の履行等一定の義務あるいは負担を課し、これらを履行することを条件として公訴提起を免ずることをいう(이지국「조건부 기소 유예의 도입에 관한 검토」형사정책연구 제15권 제1호(二〇〇四)63쪽, 박재진「현행 조건부 기소유예의 현황 및 개

선방안) 안법법학43권 (二〇一四) 556쪽」。

- (81) 「少年法」第四九条の三(条件付起訴猶予) 検察官は被疑者に次の各号に該当する善導等を受けさせ、被疑事件に対する公訴を提起しないことができる。この場合、少年と少年の親権者・後見人等法定代理人の同意を受け取らなければならない。
- ①犯罪予防志願防止委員の善導、②少年の善導・教育と関連する団体・施設での相談・教育・活動等。
- 「保護観察等に関する法律」第十五条(保護観察所の管掌事務) 三.検事が保護観察官によって善導を行うことを条件とし、公訴提起を猶予し、委託した善導業務。
- (82) 「治療保護・教育履修条件付起訴猶予処理指針」第一条(目的) 本指針は、麻薬類使用事犯に対する客観的な基準と適法的な手続による起訴猶予処分と共に政府指定治療機関及び韓国麻薬退治運動本部に治療保護または教育を依頼することにより効果的な治療リハビリ制度を定着させ、これを通じて麻薬類事犯の社会復帰を図り、再犯を防止して麻薬類犯罪の減少を目的とする。
- (83) 「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第九条の二(相談条件付起訴猶予) 検察官は家庭暴力事件を捜査した結果行為者の性行矯正の為に必要であると認められる場合には相談条件付起訴猶予にすることができる。
- (84) 「児童虐待犯罪処罰等に関する特例法」第二六条(条件付起訴猶予) 検察官は児童虐待犯罪を捜査した結果、次の各事由を考慮し必要であると認められる場合には児童虐待行為者に相談、治療、又は教育を受けることを条件として起訴猶予とすることができる。①事件の性質・動機及び結果、②児童虐待行為者と被害児童との関係、③児童虐待行為者の性行及び改善可能性、④元家庭保護の必要性、⑤被害児童又はその法定代理人の意思。
- (85) 検察庁と法務部が定めた「性購買者再犯防止のための教育実施案及び性売買斡旋等処理指針」及び「起訴猶予処分に処された性購買者に対する教育実施の計画に基づき、性購買者を中心とする性犯罪者に教育履修条件付き起訴猶予処分を行っている。

朴 珠熙 (パク ジュヒ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本刑法学会、日本刑事政策研究会

専攻領域 刑事政策

主要著作

「日韓における検察段階での介入型ダイバジョンに関する考察——韓  
国の条件付き起訴猶予制度を中心に——」(修士論文)